

中山間地域総合農地防災事業

1. 趣旨

- (1) 中山間地域は、農業粗生産額が国全体の約4割、面積は国土の約7割を占めており、この地域における農業・農村の振興は、食料の安定供給のみならず、国土や環境の保全など、農業の持つ多面的機能を発揮する上で重要な役割を果たしている。しかし、現状においては、この中山間地域の多くで過疎化、高齢化の進行や担い手の減少及び耕作放棄地の増加等により、農業生産性や地域社会の維持が困難となってきた。
- (2) このため、これらの地域において、農用地・農業用施設の災害を未然に防止し優良農地を始めとする地域資源の保全を図り、併せて、農業・農村が有する国土・自然環境保全機能の維持向上に資するため、農業用排水施設や土留工等の整備を総合的に行う中山間地域総合農地防災事業を実施する。

2. 事業内容

- (1) 中山間地域の総合農地防災に関する以下の整備を行う
ため池、農業用排水施設の新設、廃止又は改修
土留工その他の施設の新設、廃止若しくは改修、暗渠排水又は整地
耕作放棄地を有効活用し、国土保全機能の持続を図る「国土保全機能持続対策計画」に基づく沈砂池、侵食防止畦畔等の新設、廃止又は改修
これらの施設を管理するために必要な管理用道路等の新設又は改修
- (2) その他、地域の実情に応じて特に必要な施設の整備（植林、雪崩防護施設、鳥獣防護施設等）

3. 事業主体等

- (1) 事業主体 都道府県、市町村、土地改良区等
- (2) 補助率 内地、北海道：55%
離島：60%
沖縄（離島）：80%
- (3) 採択基準 過疎地域、山村振興、離島、半島振興、特定農山村地域の指定を受けた地域及び沖縄振興特別措置法に指定する沖縄県の離島のうち、水田の傾斜度が1/20以上、畑の傾斜度が8°以上の農地面積が50%以上の市町村、あるいは地すべり危険地である区域を含む市町村。
- (4) 申請面積要件 10ha以上

4. 平成19年度概算決定額

1,978,000(1,555,000)千円

【担当課：農村振興局整備部防災課】